Grant Thornton

IFRS News

September 2009

special edition

「今回の新基準によって、貸し手と投資家は、企業の国籍がどこであろうと、直接比較可能で、信頼性があり、国際的に認められた原則に従って作成された財務諸表を用いて、その業績を評価できるようになる可能性があります。」

アレックス　マクベス
グラント・ソントン・インターナショナル
PHBサービス　グローバル・リーダー
＊PHBサービス：Privately Held Business Services(オーナー企業向けサービス)

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

SME向けIFRS

中小企業向けの国際財務報告基準（SME向けIFRS）は、非上場企業の要望に応えるため、完全版IFRSを簡素化したものです。
国際会計基準審議会（IASB）が2009年7月9日に公表したSME向けIFRSは、全世界の非上場企業の財務報告のあり方を抜本的に変え、調和したものにする可能性があります。
IASBはなぜこの基準を公表したのでしょうか？簡単に言えば、そのような需要があるためです。完全版IFRSは主に上場企業向けに作られたもので、現在では100ヶ国以上の国がIFRSに基づく基準の採用を上場企業に義務付けるか、あるいは許容しています。しかし、非上場企業の数は上場企業を遙かに上回っています。多くの非上場企業が財務諸表を作成していますが、世界の大半の国では、自国の基準に基づいて財務諸表が作成されています。
そのような状況の中、今回初めて、国際的に認められた非上場企業の財務報告の枠組みができました。これにより、非上場企業の資金調達を支援し、同一の基準で業績評価を行い、意思決定できるようになることが意図されています。また、費用対効果の観点から、SME向けIFRSの開発においては非上場企業の財務報告の負担軽減に重点がおかれています。
本ニュースレターでは、この新基準を詳しく取り上げます。

SME向けIFRSの採用が可能な企業とは？

中小企業（SME）という言葉はやや誤解を招くと思われますが、SME向けIFRSの適用基準は、明確な規模によるものではありません。

SME向けIFRSの採用を義務付けるか、あるいは許容するかの判断は、各国・各地域が行います。

SMEとは、社外の利用者向けに一般的な財務諸表を公表するものの、公的説明責任のない企業のことをいいます。
企業に公的説明責任があるとは、以下のような場合です。

- 市場で何らかの金融商品を発行するため、証券取引委員会やその他規制団体に財務諸表を提出しているか、提出の手続きを行っている場合
- 主要業務の一環として、広く外部の第三者のために受託者として資産を保有している場合（銀行、保険会社、および投資信託等）

ただし、本業に付随して受託者として資産を保有する企業等（旅行代理店、学校、および公益法人等）は公的説明責任があるとはみなされませんので、SME向けIFRSを利用することができます。
SME向けIFRSは公表後、直ちに発効します。しかし、SME向けIFRSの採用を義務付けるか、あるいは許容するのかの判断を行なうのは各国・各地域であり、SME向けIFRSでは言及していません。
SME向けIFRSは完全版IFRSとは切り離されており、完全版IFRSを採用しているか否かに関わらず、どの国や地域でも利用が可能です。

全世界の非公開企業の約99%が、SME向けIFRSの適用範囲に入ると考えられています。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

「非上場企業が世界的な取引を行ったり、海外から資金を調達したりする事例が一段と増えています。国際的な基準に準拠した財務諸表を作成することによって、資金調達という多くの企業にとって現在最も重要な課題の改善が進むはずです。」

ブライアン・シェラー
グラント・ソントン・UK
ファイナンシャル・レポーティング部門 ナショナルディレクター

新基準について

SME向けIFRSとはどのようなものなのか？

SME向けIFRSは230ページに満たない自己完結的な基準です。完全版IFRSを土台に作成されたものですが、資産や負債、収益、および費用を認識・測定するための原則の多くは簡素になっています。また、SMEには関連しない項目は削除されており、開示が要求される項目数も大幅に削減されています。

今後の改訂は3年に1度に限定され、SME向けIFRSに基づいた財務諸表の作成者と利用者、双方のために安定的な枠組みが設けられています。

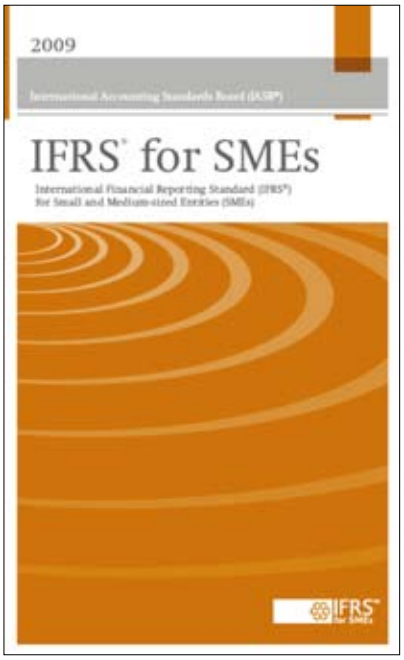

完全版IFRSとSME向けIFRSの比較

完全版IFRS	SME向けIFRS
基準ごとに付番	項目(例:たな卸資産)ごとに体系化
開示要求項目は約3,000	開示要求項目は約300
約2,800ページ	230ページ以下
年に数回改訂	3年毎に改訂の予定

「SME向けIFRSに基づく財務諸表の作成費用は、完全版のIFRSの場合よりも大幅に削減されるでしょう。」

キース・リリー
グラント・ソントン・オーストラリア
専門基準部門長

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

完全版IFRSと比較して、どこが簡素化されたのか？

完全版IFRSと比較すると、SME向けIFRSは様々な点が簡素化されています。基準の原案では簡素化された表現がなされ、最終的には、より理解しやすく、検索しやすくなり、財務諸表作成の際の開示項目数が削減されるといった簡素化が図られました。
さらに、完全版IFRSの項目の中で、SMEには関連しないと判断された項目も多数削除されています。

SME向けIFRSで削除されている項目：

- セグメント報告
- 中間財務報告
- 1株当たり利益
- 保険
- 売買目的保有資産

SME向けIFRSは、完全版IFRSでは代替的な会計処理方法の選択が認められている分野の多くで、よりシンプルな方法（あるいは、シンプルな方法を修正した方法）のみに絞ることにより、さらに簡素化が図られています。

以下の表では、SME向けIFRSの特有の会計処理の例を幾つかあげています。

SME向けIFRSにおける特有な会計処理方法	
ジョイント・ベンチャー	• 比例連結は適用しない • すべてのジョイント・ベンチャーは取得原価、持分法、または損益を通じた公正価値（市場価格がある場合は強制）のいずれかで評価する
有形固定資産	• 再評価は行わない
投資不動産	• 取得原価または公正価値による測定は、選択適用ではなく、その状況に応じて決定される • 過度な費用や作業なしで公正価値が入手できる場合は公正価値で処理しなければならないが、それ以外は取得原価で評価する
給付建退職後給付	• 保険数理差損益の認識に「回廊アプローチ」の採用は認められない
無形資産	• 再評価は行わない

さらに、SME向けIFRSでは、公正価値による会計処理の適用において、より多くの費用対効果の配慮がなされています。例えば、過度な費用あるいは作業の発生をさせずに公正価値を簡単に測定できる場合を除き、経営者による判断を株式報酬の価値の見積りに利用でき、生物資産（動物や植物）には取得原価基準を採用しています。
本ニュースレターの最後には、SME向けIFRSに関する簡単な概要を、基準の項目にしたがって掲載しています。

財務諸表の開示例と開示のチェックリスト

SME向けIFRSには、完全版IFRSと異なり、財務諸表の開示例と開示のチェックリストが含まれています。
開示の可能性がある項目が完全版IFRSの3,000に対して300前後しかないため、財務諸表作成に要

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

する時間という点でSME向けIFRSにメリットがあることは明らかです。この点は、IASBが基準に添付した財務諸表の開示例からも明らかであり、100ページを超えることも多い完全版IFRSに比べ、分量は17ページしかありません。

SME向けIFRSには、完全版IFRSの認識と測定の原則について、重要な簡素化が行われた項目もあります。簡素化が行われた主な点を以下に示します。

認識と測定の簡素化ー例

項目	完全版IFRS	SME向けIFRS
のれん	• のれんは償却しないが、毎年減損テストが義務付けられる	• のれんは償却する（耐用年数を信頼性をもって見積れない場合は10年とする） • 減損テストは減損の兆候が存在する場合のみ実施する
研究開発	• 6つの具体的な基準を満たした場合、開発費を資産化する	• すべての研究開発費を費用計上する
金融商品	• 金融商品は4つに区分する • ヘッジ会計は、完全な文書化と有効性の要件を満たした場合にのみ適用できる • 100ページを超える詳細なガイダンスがある	• 2つに区分する（償却原価または損益を通した公正価値による評価） • ヘッジ会計の適用ルールは遙かに簡素化されている（一定の制限はある）
借入費用	• 適格資産の買収、建設、または製造に直接起因する借入費用は資産化する • 一般的な借入費用と特定の借入費用は区別する • 一般的な借入金では、期間内の一般的な借入金残高に適用される利率を加重平均した資産化率を用いて、資産化する額を決定する	• すべての借入費用は費用計上する

各国・各地域がSME向けIFRSを採用すべき理由とは？

SME向けIFRSは完全版IFRSほど複雑でないので、上場・非上場を問わずすべての企業に完全版IFRSを義務付けている国では特に歓迎されると考えられます。現在、非上場企業にも完全版IFRSの適用を義務付けている国は、世界におよそ30ヶ国あります。具体的には以下の国々です。
アルメニア、バーレーン、コスタリカ、キプロス、ドミニカ共和国、ガーナ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギスタン、モンゴル、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、オマーン、パナマ、セルビア共和国、シエラレオネ、スロバキア共和国、タジキスタン、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、ベネズエラ
また、多くの国では一部の非上場企業に完全版IFRSの利用を認めています。こうした国々も、より簡素化されたSME向けIFRSの枠組みを導入することで恩恵を受ける可能性があります。国内の非上場企業にIFRSと同等の基準を利用しているオーストラリアやニュージーランド等の国も、適用による恩恵を受ける可能性があります。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

南アフリカの例

南アフリカは、すべての企業にIFRSの採用を義務付けていた国で、SME向けIFRSの導入によって今後恩恵を受けることになる国の一例です。

南アフリカでは、SME向けIFRSの潜在的なメリットが非常に大きいと考えられたため、2007年10月にはSME向けIFRSに先立って発表された公開草案が、SME向け一般会計原則（GAAP）の基準書として採用されました。

この動きは、中小企業の会計報告の負担を軽減し、完全版IFRSより理解しやすく適用しやすい簡素化した会計処理の枠組みを設けるための措置と考えられていました。また、これによって完全版IFRSで必要な多くの開示も不要になりました。

この措置は非常に好評だったため、南アフリカは直ちにSME向けIFRSの最終版を（修正せずに）GAAPの基準書として公表しました。SME向けIFRSの適用範囲に入る企業は、2009年8月13日以降に公表することの承認を得た年次財務諸表にも適用できます。

グラント・ソントン南アフリカのリスク管理及び専門基準部門長であり、IASB のSME作業グループの一員でもあるフランク・ティミンズは、この公表について次のように述べています。

「2009年9月までに、我々のクライアントである非上場企業のうち70％以上が公開草案を導入しました。未導入企業の大部分も最終的な基準が発表されるのを心待ちにしていました。SME向けIFRS最終版は、南アフリカが懸念を抱いていた多くの点に対応して改善されており、この公表を歓迎しています。

南アフリカでは、最終版の基準の採用が認められたところです。当該基準の適用要件を満たしているすべてのクライアントに、SME向けIFRSに移行することをおすすめします。」

現在、完全版IFRSを非上場企業に適用していない国にとっても、SME向けIFRSは各国のGAAPより適用が容易である点、または企業が海外から資金を調達できるようになるという点でメリットがあると思われます。恩恵を受けるのは非上場企業だけではありません。大半の上場企業は子会社を持っており、こうした子会社の多くは個別に財務諸表の作成が義務付けられています。このような上場企業は連結レベルでは完全版IFRSを採用しても、子会社のレベルでは、それぞれの国によっていくつもの異なる要請を受けています。SME向けIFRSは完全版IFRSをベースとしたものではありますが、遙かに簡素化された枠組みに基づいており、その適用によって子会社の会計報告の基準を統一することが可能になると思われます。

「南アフリカでは最終版の基準の採用が認められたところです。当該基準の適用要件を満たしているすべてのクライアントに、SME向けIFRSに移行することをおすすめします。」

フランク・ティミンズ
グラント・ソントン・南アフリカ
リスク管理及び専門基準部門長

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

SME向けIFRS採用の潜在的なメリット

- 資金調達が容易になる
- 財務報告の質と比較可能性が向上する
- 国際的な取引が促進される
- SME向け財務諸表の利用者のニーズを重視している
- 会計監査の効率化に寄与する
- 安定性－当初2年間の包括的な見直しに続いて、3年に1度の総合的な修正が行われる
- 従来、完全版IFRSによって義務付けられていた負担が軽減される
- 新規株式上場を目指す非上場企業にとっては完全版IFRSへの足掛かりとなる

「非上場企業が財務報告を行う際の費用対効果を検討課題とすることは、IFRSを採用している国々のみに限られたことでもありませんし、米国会計基準を採用している国々のみに限られたことでもありません。この新基準は、非上場企業の財務報告の分野に全世界的な革命をもたらす可能性があります。これは、非常に大きな影響をもたらすことになるかもしれません。」

ゲイリー・リアノ
グラント・ソントン・米国
国際・国内会計統括パートナー

SME向けIFRS採用における課題

上述のように、IASBは費用対効果の観点を取り入れてSME向けIFRSを発展させてきましたが、新会計原則への転換には常に財務上および他の経営資源上の負担が伴うため、中小企業が対応できない場合もあります。

SME向けIFRSの採用を検討している企業は、こうした費用を慎重に考慮する必要があります。非上場企業が直面する可能性があるのは、次のような問題です。

新たな専門用語や会計処理方法の習得

- 各企業や各企業に助言等を行う会社等が、新たな専門用語や会計処理方法を習得し、情報システムや会計ソフトを変更する必要が出てくる。
- 社内の報告プロセスを見直す必要が出てくる。
- 各企業が一部の取引に関するデータを追加収集する必要が出てくる。

新たな概念

- IFRSをベースとしていない自国の会計基準を使用してきた企業には、一部の用語やSME向けIFRSの概念は馴染みがない可能性がある。例えばそれは、公正価値会計を一部の取引に適用すること、キャッシュ・フロー計算書を作成すること、子会社の連結することなどである。

評価の問題

- SME向けIFRSにおいて、公正価値を使用することはメリットがコストを上回る場合に限定されているとしても、公正価値を適用するケースは、自国の会計基準を適用した場合に比べて多くなる可能性がある。
- 例えば、公正価値の概念に基づいて株式報酬を費用として認識するという会計処理は、多くの国にとって新しい概念だと思われる。場合によっては公正価値を求めるため、評価の専門家に依頼することが必要になるかもしれない。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

米国はSME向けIFRS採用の障害を除去

米国の非上場企業は、財務諸表を作成する際に、特定の会計基準の適用を義務付けられていません。どの財務会計・財務報告の枠組みに準拠するかは、企業の目的とその利用者の要請によって決まります。

米国公認会計士協会（AICPA）は2008年5月に投票を行い、国際的な財務会計及び報告原則を作成するための会計団体としてIASBを承認しました。

AICPAは、これによって、IFRS利用時の主な専門的障害を取り除きました。そのためSME向けIFRS採用の障害も取り除かれました。その結果、事実上多くの非上場企業が財務諸表をSME向けIFRSに沿って作成できることになりました（各企業は利用の可否を関係する州政府会計委員会に確認することとなります。）

米国の一部の非上場企業、中でも外資系企業はおそらく、簡素化されたSME向けIFRSは複雑かつ膨大な米国のGAAPよりも魅力的な選択枝だと考えるでしょう。しかし、変更には常に幾分かの費用と時間がかかることから、それを採用した場合のメリットと比較する必要があると思われます。

SME向けIFRSは、いつどのように自社に影響を及ぼすか？

それは貴社が拠点とする国により異なります。その国により現在適用されている会計原則が決まってくるというのが普通でしょう。各国の監督機関（規制当局）は今後数ヶ月間で新基準を検討し、自国内で意見を聞き、各国・各地域におけるSME向けIFRS採用の可否とその時期を決定するでしょう。

その国がSME向けIFRSを導入した場合は、新たな専門用語を学び、自社の情報システムを変更しなければなりません。さらに、その国の会計基準からSME向けIFRSに変更すると、企業の実務に影響が及ぶ可能性があります。影響を受ける可能性があるのは以下のような場合です。

分配可能利益

- 国内で分配可能利益の計算が会計上の利益計算と関連している場合、SME向けIFRSの採用によって生じる変化の影響を考慮する必要がある。
- 例えば、確定給付年金の損失認識や損益を通じて公正価値で計上されている項目への影響などが考えられる。

税務

- 国によっては、自国の会計基準からIFRSへ変更した場合、税務面への影響がある。その場合には資金支出と将来のタックスプランニングへの影響を考慮する必要がある。

ローンの財務制限条項への影響

- SME向けIFRS採用がローンの財務制限条項や借り手との他の契約に与える影響（負債比率の変化等）を考慮する必要がある。

SME向けIFRSを採用する際は、新基準に移行するための、より詳細な検討が必要になります。例えば財務諸表を比較するために必要な情報、または、初度適用時の開始貸借対照表を作成するために必要な情報を収集することが求められ、そのための事前の計画が必要になるかもしれません。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

次なる展開は？

現時点の対策

SME向けIFRSを採用すべきか否かについての各国・各地域での意見募集に意見発信をして下さい。お近くのグラント・ソントンの担当者が当該国の動向を注視し、対応方法をお教えします。SME向けIFRSの採用はメリットがあると考えている方、あるいはSME向けIFRSについてさらに詳しい情報をお求めの方は、グラント・ソントンまでご連絡ください。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

SME向けIFRSは非上場企業による財務諸表の作成方法を大きく変える可能性があり、標準的な会計の枠組みを構築するまたとない機会を世界中の非上場企業に与えると、グラント・ソントンは考えています。

当然ながら、財務報告の枠組みの変更には必ず負担が伴います。しかし、SME向けIFRSの利点は明らかで、多くの企業にとって会計原則の転換による一時的な混乱を凌ぐメリットがあるでしょう。したがって、グラント・ソントンは、全世界の非上場企業が各国・各地域におけるSME向けIFRSの採用について専門家からの助言を受けることをおすすめします。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

SME向けIFRSの概要

下表は、SME向けIFRSを簡単にまとめたもので、同基準と同じ項目の見出しを使っています。この表は、主な用語の概要を一目で分かるようにしたものです。これは、基準自体を調べるためのものではなく、また、基準の適用する際に必要になる事項を詳しく説明したものではありませんので、ご注意ください。

SME向けIFRSの概要

番号	項目	説明
1	中小企業（SME）	次の（a）および（b）の要件を満たす企業と定義されている。 （a）公的説明責任がない （b）社外の利用者向けに一般的な財務諸表を公表している
2	概念と基本となる原則	SMEの財務諸表の基礎をなしている主な概念と基本原則。例えば、資産、負債、収益および費用等の定義など。
3	財務諸表の表示	完全な財務諸表の構成： （a）財政状態計算書、 （b）単一の包括利益計算書、または分離された損益計算書および包括利益計算書、 （c）持分変動計算書、 （d）キャッシュ・フロー計算書、 （e）注記、重要な会計方針の概要、その他説明情報等
4	財政状態計算書	財政状態計算書は最低限の項目からなる。　項目の流動性に基づく表示の方がより信頼性が高く、適切な情報を提供する場合を除き、こうした項目は流動と非流動に区分される。
5	包括利益計算書および損益計算書	包括利益の合計額は単一の包括利益計算書または2つの計算書（損益計算書と包括利益計算書）で表示される。
6	持分変動計算書、損益および剰余金計算書	ある年度の企業の持分の変動は持分変動計算書、または損益および剰余金計算書のいずれかで表示する。ただし、後者は、特定の条件を満たし、かつ、企業が選択した場合に限られる。 企業の年度の持分変動が損益、配当支払、過年度の誤謬の訂正、および会計方針の変更から生じた場合のみ、損益および剰余金計算書を利用できる。
7	キャッシュ・フロー計算書	現金および現金同等物の変化を報告し、営業活動、投資活動、財務活動による変化を個別表示する。
8	財務諸表の注記	重要な会計方針を開示し、判断の詳細および見積りの不確実性の主な原因に関する詳細も合わせて開示する。
9	連結および個別財務諸表	親会社はすべての子会社を含めた連結財務諸表の表示が義務付けられる。本規則には限定的な例外も一部ある。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

SME向けIFRSの概要

番号	項目	説明
10	会計方針、見積りおよび誤謬	過年度の誤謬は遡及ベースで計上する。 会計上の見積りの変更は遡及修正しない。 会計方針の変更は特定の移行規定が当てはまらない限り、遡及ベースで計上する。
11*	基本的な金融商品	現金、貸付金、売上債権、および買入債務等の基本的な金融商品には 償却原価、または減損損失控除後の原価を適用する。
12*	その他金融商品の問題	その他の金融商品は通常、損益を通じて公正価値で測定されている。 こうした商品の例として資産担保証券、オプション、先物契約、先渡契約、金利スワップなどがあげられる。 ヘッジ会計は特定の種類のリスクにのみ認められている。ヘッジ会計を適用するには一定の条件を満たす必要がある。
*企業はSME向けIFRSの第11項と第12項の両規定の完全な適用、またはIAS第39号の認識および測定のいずれかを選択できる。		
13	棚卸資産	棚卸資産は取得原価または正味実現可能価額の低い方で測定する。
14	関連会社に対する投資	関連会社への投資は以下のいずれかで測定する: • 取得原価法(減損損失累計額控除後の原価)、 • 持分法(当初、取得原価で認識し、その後関連会社の損益およびその他の包括利益に対する投資家の持分を反映して調整)、 • 公正価値法(投資の市場価格がある場合は強制)
15	ジョイント・ベンチャーに対する投資	ジョイント・ベンチャーに対する投資には関連会社と類似した会計方針を選択。比例連結は認められていない。
16	投資不動産	公正価値について過度な費用や労力をかけずに信頼性のある測定ができる投資不動産は損益を認識して公正価値で計上する。それ以外の場合、投資不動産は減価償却費と減損損失の控除後の原価で計上される。
17	有形固定資産	有形固定資産は減価償却費と減損損失の控除後の取得原価で計上される。
18	のれん以外の無形資産	すべての研究開発活動を含め、社内で生み出したあらゆる無形資産は発生ベースで費用として計上する。 認識基準を満たす取得無形資産は資産として認識され、減価償却費と減損損失の控除後の原価で測定する。無形資産はすべて有限の耐用年数があると見なす。無形資産の再評価は認められない。
19	企業結合およびのれん	のれんは償却費と減損損失の控除後の原価で測定する。企業がのれんの耐用年数を確実に見積もれない場合は10年とし、10年間で償却する。
20	リース	ファイナンス・リースは賃借人が資産として認識する。 オペレーティング・リースのリース料支払額は賃借人が費用として認識する。 リースの分類は契約の形態ではなく取引の実質によって決まる。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

SME向けIFRSの概要

番号	項目	説明
21	引当金および偶発負債	現在の債務は経済的便益の流出が見込まれ、債務の額を合理的に推定できる場合、引当金として認識される。 偶発負債と偶発資産は認識されないが、注記で開示する。
22	負債と資本	自己資本は企業の全資産から全負債を控除した後の残余持分である。金融負債は過去の出来事によって発生した、企業の現在の債務であり、経済的便益の流出につながると予想されるものである。 負債と資本の両方の性質を有する転換社債等の複合金融商品には、別個に処理しなければならない。
23	収益	物品の販売については、物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値が移転されたときに収益を認識する。多くの場合、これらの移転は、法律上の所有権や占有の買手への移転と同時に発生する。 役務の提供および工事契約では、収益は貸借対照表日現在のその取引の進捗度に応じて認識される。 利息およびロイヤルティは発生基準で認識する。　配当は支払いを受ける権利が確定したときに認識する。
24	政府補助金	政府補助金は特定の条件に適合した場合、収益として認識する。こうした条件がない場合、政府補助金の受領時に収益として認識する。
25	借入費用	すべての借入費用は発生時に費用として計上する。
26	株式報酬	従業員の株式報酬とストック・オプションは付与期間中、費用として認識する。これに伴う貸方項目は資本として認識する。この金額は提供される金融商品の公正価値で測定する。
27	資産の減損	減損損失は保有資産の帳簿価額が回収可能価額を超えた場合に、認識する。
28	従業員給付	掛金建制度で支払うべき掛金は支払予定期間中の費用として認識する。 給付建年金制度では、企業は債務の負担を年金資産控除後の額で負債として認識する。負債金額の年度中の純増減は当該年度の年金費用として認識する。企業は保険数理差損益全額を認識する際、損益またはその他包括利益のいずれかを選択できる
29	法人所得税	繰延税金資産負債は、資産の帳簿価額と課税ベースの差に基づき、一時差異等を算出する。
30	外貨換算	外貨建取引は報告企業の機能通貨に換算する。公正価値で測定されるすべての貨幣性項目と公正価値で評価された非貨幣性項目はその後、各年度末に再換算する。
31	ハイパーインフレーション	ハイパーインフレの影響を受けた企業は、すべての金額を年度末時点の価格で記載しなければならない。

@2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

SME向けIFRSの概要

番号	項目	説明
32	後発事象	年度末に存在した状況の根拠を示す事象については調整を行う。 年度末後に発生した状況を示す事象については開示はするが、調整は行わない。
33	関連当事者の開示	関連当事者の存在および関連当事者との取引や残高について開示する。
34	特殊な活動	農業、採取活動、およびサービス譲与の3種類の特殊な活動には指針がある。
35	SME向けIFRSへの移行	企業が同SME向けIFRSを初めて採用する際に、容易に当該基準を適用できるように、例外の許容および一部の免除等の措置がとられている。

Grant Thornton

www.gti.org

© 2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.